

ちゃんと知ったから、考えることができた。

だから、
気にしない。

ずっと変えられなかった問題を私たちの世代で解決しよう。
大丈夫。差別なんかなくせる。

特定地域の出身を理由に、結婚や就職など社会生活で差別を受ける同和問題。この問題の早期解決を目指し、一人ひとりが正しい知識を身につけ、偏見のない明るい社会を実現させましょう。

私たちの意識をめりかえよう。

同和問題に正しい理解と認識を

◎香川県では、結婚や就職に際しての部落差別につながる身元調査をなくすため「香川県部落差別事象の発生防止に関する条例」を制定しています。

◎平成28年12月16日に部落差別のない社会を実現するため「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されています。



香川県・香川県人権啓発推進会議

ねっと人権かがわ



人権かがやきくん

ちゃんと知ろう、同和問題。

特定の地域に住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、
就職などで差別を受けたりする同和問題。
ずっとなくならないこの問題を、ちゃんと理解し、正しい知識を身につけることで
解決していきませんか。

「部落差別の解消の推進に関する法律」

(平成28年法律第109号)

この法律は、全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、国や地方公共団体による教育及び啓発、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消の必要性に対する国民一人ひとりの理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」

(平成8年香川県条例第3号)

この条例は、結婚や就職での部落差別をなくし、県民の基本的人権を守ることを目的としています。
この中で、県民及び事業者の責務として、結婚と就職に際して、次の行為を禁止しています。

- ① 特定の個人又はその親族が同和地区に住んでいるか又は住んでいたかについて、自ら調査をしたり、調査の依頼や受託をすること。
- ② 調査に際し、同和地区の所在が分かる地図や図書などの資料を提供すること。
- ③ 調査に協力したり、同和地区であるかどうかを教えるなど、部落差別につながるおそれのある行為をすること。

ひとりで悩まず相談しよう。

みんなの人権110番

0570-003-110

※お近くの法務局にかかります
(月～金曜/8:30～17:15/
祝日・年末年始を除く)

人権に関する相談

087-832-3205

※県の人権相談員がお話をうかがいます
(月～金曜/9:00～17:00/
祝日・年末年始を除く)

性的少数者(LGBT)相談窓口

【電話相談】

087-832-3222

※県から委託された「プラウド香川」
(当事者及び支援者で組織)の相談員が
お話をうかがいます
(毎月第1月曜日・第3土曜日/
18:00～21:00/年末年始を除く)

【メール相談】

■プラウド香川
LGBTの悩みに幅広く対応します
✉ info@proud-kagawa.org
■あしたプロジェクト
トランスジェンダーや子どもの悩みに対応します
✉ ashipro.life@gmail.com
(24時間受付 原則として1週間以内に返信します)

インターネット人権相談窓口(法務省)

<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談



【インターネット上の違法・有害情報に関してお困りの方へ】 違法・有害情報相談センター相談窓口(総務省)

<https://www.ihaho.jp/>

違法・有害情報相談センター

